

取調べとその可視化

指宿 信
(成城大学法学部)

キーワード：被疑者取調べ、可視化、裁判員裁判

1. はじめに

1) 取調べの機能と目的

犯罪捜査にあたっては、被疑者の取調べが不可欠の手段と考えられている。取調べで被疑者から自白を得られれば、動機から手段や方法、証拠の在処まで公判において有罪を立証するのに必要な情報や資料の多くを獲得できる。憲法も刑事訴訟法も、自白だけで有罪とできないと定めているもの（日本国憲法 38 条 3 項、刑事訴訟法 319 条 1 項）、自白は証拠の王と言われるとおり、自白以外の証拠についても自白から得られることが多い。したがって捜査機関はこれまで、自白を得るために取調べを重視してきた。

刑事訴訟法は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる」（第 198 条）と定めて、捜査機関に取調べの権限を認めている。その目的と機能は、取調べをする相手方（被疑者）に問いを発し答えを求め、供述という「証拠」を収集するところにある¹。加えて、法執行機関による被疑者の取調べには、反省や悔悟を促すカウンセリング機能が備わっていて再犯防止に有効に働くという見解が示されることもある²。

取調べで語られる供述は、「調書」と呼ばれる書面に記録（録取）される。記録者は取調べ官であったり補助者である場合もある。録取にあたってはすべての発言が逐語的に記録されるのではなく、通常、一人称のかたちで整序された物語形式の文章となっていることが多い。まれには一問一答式の

場合もある。調書を証拠とするために、法は供述者に調書の内容を読み聞かせ誤りのないことを確認させた上で、調書の末尾に被疑者が署名・押印をおこなうよう要求している（被疑者については刑法 322 条 1 項）。要するに、供述調書がいかに大量に作成されたとしても、調書とは取調べ室でのやりとりをそのまま記録再現したものではなく、あくまで後の刑事手続に向けて捜査機関によって作成された（証拠化された）記録である。

2) 取調べが生んだ誤判えん罪

取調べにおいて被疑者が自己に対する犯罪の嫌疑を承認する供述を「自白」というが、これまで多くの誤判えん罪事件が起きており、自白に信用性がないとして無罪とされたケースもあれば、有罪がいったん確定した後に長い年限を経て再審段階で有罪の根拠となっていた自白の信用性が否定されたケースも少なくない³。たとえば、足利事件（誘拐殺人事件）や富山氷見事件（強姦事件）といった凶悪事件が近時の典型例である。つい最近では、コンピュータのなりすまし事件について被疑者の自白が得られていたにもかかわらず、真犯人の存在が確認されたケースが発覚したことは記憶に新しい。また、志布志事件（投票買収事件）のようにアリバイの成立が認められたケースで自白の信用性が否定された例もある。

どうして取調べは無実の者から虚偽の自白を取ってしまうのか。確かに被疑者の中には圧力に弱い性格から容易にウソをついてでもその場の厳しい取調べという厳しい状況を逃れようとする者も

¹ 村上尚文『取調べ』（立花書房、1979）など。

² 渥美東洋「取調べの適正化-とりわけ電子録音・録画=いわゆる可視化について」判例タイムズ 1262 号（2008）45 頁。

³ 虚偽自白と誤判えん罪に関する文献は数多いが、たとえば、日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』（現代人文社、1998）特に 73 頁以下を参照。

存在する（「供述弱者」と呼ばれるカテゴリー）。そうした取調べられる側に虚偽自白の原因が存在するケースもあるものの、一般に取調官は目の前の被疑者を逃しては「真犯人であったら問題」だと考えてしまう⁴。そこでは目の前の被疑者が「真犯人でなかったら問題」だという思考が働きにくい⁵。だが、後者の場合にも被疑者が真犯人でないのに虚偽の自白をさせたときには真犯人を逃すことになってしまう。すなわち、虚偽自白とは一個の重大な間違いに止まらず、真犯人を逃すという社会にとって大きなリスクを生み出すことから二個の重大な間違いを犯すことになる⁶。

3) 取調べの心理学

我が国の取調べには弁護人の立ち会いが許されていない。そのため、密室でおこなわれた取調べで獲得された自白の任意性や信用性が法廷で争われた場合にはしばしば水掛け論となっていた。そこで、被疑者の取調べを録音録画しておけば、不毛な議論を簡単に解決できるのではないか、あるいは、上記のような虚偽の自白の出現を防ぐことができるのではないか、という期待が生まれた。1960年代には海外の警察で取調べの録音が報告されている。わが国でも複数の事件で被疑者の自白がテープ録音されたケースが確認されているが、こうした録音は取調べをコントロールする目的ではなく、もっぱら供述の任意性や信用性を担保する観点からごく一部分だけ記録されていた。

このような被疑者取調べの録音録画のことをわが国では「取調べの可視化」と呼ぶ。この呼び方には、調書作成がおこなわれている密室の取調べを透明化するという意図が込められており、犯人の供述を調書に記録するという趣旨とは異なった発想に立っている。

⁴ 浜田寿美男『自白の心理学』（岩波新書）、同『取調室の心理学』（平凡社新書）等を参照。

⁵ 日本では、取調官は否認する被疑者が「もしかしたら白ではないか」という疑念をもって取り調べてはならない、と教えられてきた。増井清彦『犯罪捜査101問』（立花書房、2000年）参照。

⁶ そうした二重の間違いの典型例が足利事件である。SさんはDNA型鑑定によって犯人とされ、18年を獄中で過ごした。その間に時効が成立してしまい、何件もの同種事件の解明が不可能となった。

2. 取調べの可視化

1) 可視化前史

我が国では、1980年代に死刑再審四事件が無罪となった際にいずれの事案でも自白がもとの裁判で中心的証拠であったことを踏まえて、被疑者取調べをどう規律するが論議され始めた。初期に取調べのテープ録音を積極的に提案した論者として、故・渡部保夫がいる。渡部は最高裁調査官まで勤めた刑事専門の裁判官で自白の信用性判断に関する論文を執筆するなどしていたが、イギリスで導入された録音制度を参考とするよう我が国への導入を主張した⁷。実務家を中心として賛同意見は示されたものの、学者から強い賛同を得ることは少なかった⁸。

他方、取調べの録音録画を積極的に訴えたのは弁護士たちであった。2003年10月に日本弁護士連合会は「被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める決議」を上げ、同年、録音録画を義務づける刑事訴訟法の改正を提案し、以後、可視化を求める最大のアクターとなった⁹。当初は日弁連の動きに積極的な反応は見られなかったが、2009年に施行される裁判員裁判の実施がこの問題に大きな影響力を与えることとなった。すなわち、国民が関与する裁判員裁判で自白の任意性・信用性判断を的確におこなうための資料として、これまでの調書に代わる道具を用意する必要があるという考え方から、被疑者の取調べについて（たとえ一部ではあっても）録音録画を

⁷ 渡部保夫「被疑者の尋問とテープレコーディング」判例タイムズ566号（1985）1頁等参照。

⁸ 学界では、取調べを拒否する権利を被疑者に認めるか、あるいは取調べを受ける場合でも弁護人の立ち会いが不可欠だとする見解が強く、現状の取調べを肯定する発想として可視化論を遠ざけていた。たとえば、刑事訴訟法研究者が40人も参集して作られた、井戸田侃『総合研究＝被疑者取調べ』（日本評論社、1991年）は800頁を越える大著で、わが国における取調べに関する最も包括的な研究成果と言えるが、取調べの録音録画に関する言及は驚くほど少ない。可視化論を含む取調べの改善方向については特に、川崎英明「違法取調べの抑制方法」同書85頁参照。

⁹ 小坂井久『取調べ可視化論の現在』（現代人文社、2009年）参照。

しておくべきだ、という流れが生まれたのである。特に現役の裁判官の中からこうした観点に立った強力な可視化賛成論が現れたことが捜査機関には強いプレッシャーとなっていた。

そうした中、2006年には検察庁で、2008年には警察庁で、それぞれ限定的ながら取調べの録画が始まった。2007年5月には東京地裁が検察庁で記録された取調べ録画DVDを初めて証拠採用し、法廷で再生された。その間、民主党（当時、野党で参議院では第一党であった）から被疑者取調べの録画を義務づける、いわゆる「可視化法案」が二度にわたって参議院に提出され可決されたものの、衆議院で賛成を得られずに廃案となっている。しかし、法的義務はないものの、検察庁では裁判員裁判の開始に伴い2010年8月から試行的拡大として裁判員裁判対象事件において全過程の録音録画をおこない始めた。

2) 可視化論争

当初の日弁連案や民主党案は、検察や警察によって試行された一部記録方式とは異なり、あくまで取調べの最初から最後までを全部することを義務づけようとしていた。すなわち、全部記録方式は、前述したような誤判の経験を踏まえて、虚偽自白や違法な取調べを規制するという意図が背後にあったが、検察や警察は、あくまで裁判員裁判で検察側立証の際に自白の任意性や信用性の判断を容易にさせるということが目的とされていた。

したがって、検察や警察サイドからは全部記録方式に対しては強い異論が当初から示されていた。学界にもそうした思考を支持し、全部記録方式の危険性を指摘する声もあった。具体的に反対の理由としては、第一に、被疑者と取調官の人間関係が自白を得るには重要であり、全て録画されている状態では被疑者が心を開くことが阻害する恐れがあること、第二に、組織犯罪やホワイト・カラー犯罪のようなケースでは被疑者が組織の報復や業界等での不利益を恐れて会話や供述を拒む恐れがあること、第三に、全ての取調べ経過を記録することは被害者や第三者のプライバシーに関わる事柄が記録されてしまうため不適切であること、第四に、取調べ時間が長時間に及ぶためコスト的

にも負担が大きいこと、が指摘されてきた¹⁰。

こうした反対論は、良好な人間関係を築くことが出来ていることが前提とされていることが伺われるが、実際の虚偽自白事例やえん罪事例をみればそうした前提自体に疑問も生じてくる。たとえば、志布志事件では、投票買収にかかわったとして取り調べを受けていたKさんが容疑を否定するのに対して、取調官は、A4の用紙に「お前をそういう息子に育てた覚えはない」などと書いた上にKさんの足首を掴んで踏ませるといった行為をおこなった。これは後に「踏み字事件」として有名になった¹¹。また、オウム真理教が起こした松本サリン事件で、最初に犯人と疑われ取り調べを受けた河野義行さんは、「いきなり私を指さして“お前が犯人だ”というわけです。・・“さっさと自分がやったことを認めろ”と言われた」と述懐している¹²。

すなわち、虚偽自白を生み出す温床として批判されてきた取調室内部の密室性と、そこで行われる取調べ実態の深い闇こそが可視化問題の焦点となっていたわけである。そうした批判を受けた警察庁は、裁判員裁判の開始を翌年に控えた2008年11月に「警察捜査における取調べの適正化について」を策定し、捜査部門以外の取調べの監督、監督対象行為の明確化、取調べ時間管理の厳格化、取調室への透視鏡等の設置をおこなった。

3) 全面的可視化に向けた動き

ところが、可視化先進国と呼ばれるイギリス（80年代から録音制度を開始）などでは取調べ全体を記録することが義務づけられているし、アメリカ諸州のように殺人罪等に限定した録画をおこなうところでも全部記録方式が標準とされている。そのため、海外にならって、裁判員裁判の立証といった限定的な目的のためではなく、もっと広い

¹⁰ 川出敏裕「被疑者取調べの在り方について」警察政策11号（2009）162頁。

¹¹ 朝日新聞鹿児島総局『「冤罪」を追え』（朝日新聞社、2008年）110頁以下、朝日新聞志布志事件取材班『虚構 ドキュメント志布志事件』（岩波書店、2009年）250頁以下など参照。

¹² 河野義行「取調室でなにがあったか」『取調べの可視化で変えよう、刑事司法！』（現代人文社、2004年）4頁参照。

範囲で録音録画をおこなう全部記録方式が有力に唱えられるようになった。

こうした流れを決定づけたのは、2010年に郵便不正事件（村木事件）にかかわって発生した検察不祥事である。いわゆる特捜事件（裁判員裁判対象事件ではない）において検察官による証拠改ざんが発覚したことを受け、法務大臣の私的諮問機関として設置された「検察の在り方検討会議」が2011年3月に公表された意見書¹³では、「被疑者の取調べの録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである」とされた。

こうした動きを受けた検察庁は、2011年3月から東京、大阪、名古屋の各特捜部が取り扱う事件の取調べをすべて録音録画し、7月からは検察庁の独自捜査事件について検察官調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件について“相当と認められる部分”を選択して録音録画することを始めた。また、同じ頃、放火事件で自白したものの虚偽であることが判明した知的障がい者のケースが起きたため¹⁴、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある事件でも全過程を含む録音録画が開始され、専門家の立ち会いも始まった。

警察庁では2009年4月から2年間にわたって裁判員裁判該当事案で自白事件を対象とした全国的に試行をおこなった後、2011年4月から対象とする事件を否認事件にも拡大し（全部ではなく主として弁解について録取する場面に限られている）、知的障害者でコミュニケーション能力に問題のあるケースでも可能な限り広い範囲で録音録画をおこなうこととなった。

3. 可視化の心理学—ポスト可視化時代

1) 取調べ技法と心理学

取調（尋問）技術について、心理学の知見を捜

¹³ <http://www.moj.go.jp/content/000072551.pdf>

¹⁴ 「大阪、検事誘導で自白調書 知的障害男性に」共同通信配信 2011年1月20日。詳細は、荒井俊英「取調べ一部録画がなされている場合に自白の任意性を争った弁護活動 有罪判決獲得が困難として公訴が取り消された事例」季刊刑事弁護 66号 89頁（2011）など参照。

査や司法の場に応用しようとしたのは、20世紀初頭のドイツやイタリアに始まるようである。その当時の到達点はドイツのウンドウィッチ教授の『証言の心理』（1967年）にまとめられ、植村秀三判事の手により73年に翻訳出版された¹⁵。ウンドウィッチ教授の研究成果はスウェーデンのトランケル教授に受け継がれ、90年代にイギリスのグッドジョンソン教授の手によって完成を見た（『取調べ・自白・証言の心理学』¹⁶）。20世紀には欧州が供述心理学の先頭を走っていた。

こんにち世界の捜査尋問技術には大きく二つの流れがある。第一は、米国シカゴ警察の二人の心理専門官によって開発され、米国を中心として普及している、リード・テクニック（RTと略す）である¹⁷。第二は、英国において取調録音制度導入後発展した技術をまとめたPEACEテクニック（Planning & Preparation, Engage & Explain, Obtain an Account, Closure, Evaluationの頭文字から取られた。以下、PTと略す）¹⁸である。前者は「自白追求型」の取調べ手法であり、後者は「情報収集型」の取調べ手法とされている。

RTの体系化は1960年代に遡るが¹⁹、米国で高い支持が寄せられている²⁰。このRTにおいて許容されるテクニックとして「選択質問（alternative question）」と呼ばれるものがある。これは「わたし（取調官）に協力するか、それと

¹⁵ U.ウンドウィッチ（植村秀三訳）『証言の心理』（東京大学出版会、1973年）。

¹⁶ G.H.グッドジョンソン（庭山英雄他訳）『取調べ・自白・証言の心理学』（酒井書店、1994年）。

¹⁷ フレッド・E・インボー他（小中信幸・渡部保夫訳）『自白 真実への尋問テクニック』（ぎょうせい、1990年）。

¹⁸ レベッカ・ミルン&レイ・ブル編（原聡編訳）『取調べの心理学—事実聴取のための捜査面接法』（北大路書房、2003年）。

¹⁹ Fred E. Inbau, John E. Reid, Joseph P. Buckley III & Brian C. Jayne, CRIMINAL INTERROGATION AND CONFESSION, 4th Ed. (Jones & Bartlett Learning, 2004).

²⁰ <http://www.reid.com/> 同社ホームページによれば、2001年から2年にかけて研修を受けた受講生に対するランダム調査（2000人対象）がなされ、研修後も97%がRTを使用しており、研修後の自白獲得率は25%以上増加したとの回答があったという。

も5年から7年裁判にかかわらされるか？」とか「一級殺人で起訴されたいのか、それとも故殺に落としてもらいたいのか?」、「今日、すぐに釈放してもらいたいのか、それとも、もう二、三日牢屋で考えてみるか?」といった類の問いかけである。一種の心理的な選択強制であり、日本でもPCなりすまし事件で同種の「否認したら少年院送りだ」といった言辞が否認する被疑者に対して使われたといわれている²¹。

こうしたRTのテクニックをめぐる強い批判も寄せられており、心理学者たちはRTが虚偽自白を引き出しやすいと指摘する²²。特に近年、その正当性について根源的な批判がなされている²³。その中心は、RTは「被疑者（被尋問者）は有罪」であるという前提で進められる点にある。反対に、PTでは「被疑者が有罪かどうかはわからない」という前提でおこなわれなければならないことになっている。PTから見たRTの問題性を明らかにする実証的研究は多いが、たとえばMeissnerらはイギリス型のPTとアメリカ型のRTを用いた模擬取調実験をおこない、PTの方が虚偽自白をより少なくし真実自白を引き出すことに成功したと報告している²⁴。

PTはイギリスにおいて被疑者取調べの全部録音が法令で義務づけられた80年代に開発が始まり、90年代に完成を見た。PTは「捜査面接技法」の訓練パッケージの総称であり、警察官だけでなく、企業の内部調査や保険調査、ソーシャルワーカーや臨床心理の場面でも利用可能とされた汎用

性のあるインタビュー技法である。尋問者に対して、①挨拶とラポールの構築、②面接のねらいの説明、③自由報告、④質問、⑤多様な検索・広範な検索、⑥要約、⑦終結、といったステップで進められる。PEACEのガイドブックには、面接中の会話の管理法や捜査面接に特有の「特殊な」スキル、被暗示性の効果、誤記憶の埋め込み、虚偽自白の誘発プロセス、「供述弱者」と呼ばれるインタビューにおいて困難や危険を有する人に対する特別な注意、子どもを面接する場合の注意などにわたって広範なガイダンスが組み込まれている。

他方、日本での被疑者取調べは、RTと同様、基本的に「被疑者は有罪」という前提で進められ、自白追求型である。インターネットに流出した愛媛県警のマニュアルにも、「被疑者取調べには気迫が必要：調べ官の『絶対に落とす』という、自信と執念に満ちた気迫が必要」と記されていたという²⁵、警察官向けの取調べに関する教本でもこうした姿勢の重要性が強調されている²⁶。

警察庁では2011年4月の録音録画対象事件の拡大と共に、取調べ技術を体系的に整理し全ての警察官が一定のレベルの技術を習得できる体制構築に着手した。対象者から虚偽情報を含まない適切な供述確保をおこなうための技法を心理学に学ぶためのマニュアルが2012年12月に完成した²⁷。

²⁵ 「自供させるまで出るな～愛媛県警が手引書作成」朝日新聞2006年4月13日。

²⁶ 綱川政雄『被疑者の取調技術』（立花書房、1977年）は、「取調べは技術である」としながらも、「しかし、取調官はつねに真実を追求し、事案の真相を明らかにしなければならないという真剣味と、うそやごまかしは絶対に許さない、という気迫といったものを内に秘めていなければならない」とする。また、元刑事の書いたものでも、「取調室では、真実を求める刑事の“姿勢”や“人格”にホシの気持ちちが近づいてくるのです」（萩生田勝『刑事魂』（ちくま新書））などがある。

²⁷ 「取調官がまず名乗り、挨拶して・・・初の“虎の巻”」読売新聞2012年12月13日配信。このマニュアルは、司法面接の第一人者である仲真紀子の協力を得て作成された。仲真紀子「司法面接：事実と焦点を当てた面接法の概要と背景」ケース研究299号（2009）3頁、同「科学的証拠に基づく取調べの高度化：司法面接の展開とPEACEモデル」法と心理12号27頁（2012）などを参照。翻訳として、

²¹ 読売新聞記事「遠隔操作「否認したら少年院送り」に」など不適切取調べ」2012年12月15日配信。

²² Kassin, S.M., “The psychology of confession evidence”, *American Psychologist*, 52, 1997, pp 221-233; Kassin, Saul and Christina Fong, “I’m Innocent!”: Effects of Training on Judgments of Truth and Deception in the Interrogation room”, *Law and Human Behavior*, Vol. 23 No. 5, 1999, p. 499-516.

²³ Skerker, M. AN ETHICS OF INTERROGATION, (2010, University of Chicago Press).

²⁴ Meissner, C.A., Harwig, M. & Russano, M.B., “The need for a positive psychological approach and collaborative effort for improving practice in the interrogation room”, *Law and Human Behavior*, 34, 2010, pp 43-45.

2) 取調べ撮影と心理学

2006年、ラッシャー（オハイオ大学教授）らは『ビデオ録画された自白：万能薬か、それともパンドラの箱か？』²⁸と題する論文を”Law & Policy”誌に発表した。これは、同教授らが長年、心理学の分野で研究を進めてきたビデオ録画自白に関する実験結果をまとめたもので、映像を観る者の判断を誤らせる危険性を実証的に示したはじめての法律分野の論文である。

ラッシャーらは、映像に関する「錯覚原因 (illusory causation)」²⁹と呼ばれる影響が自白録画の場合にも現れ、取調べの録画に期待される有益さとはかけ離れた危険性を有していると指摘した。錯覚原因とは、映像を観る者に無意識のうちに与えられる偏向(bias)を指す。これをカメラ・パースペクティブ・バイアス (CPB) と呼ぶ。それは、とりわけ観察対象者 (被疑者) だけをクローズアップした撮影方法 (被疑者フォーカス (suspect-focus:SF)方式) において最も顕著に現れるという。そして、こうした危険を完全に回避する手段はなく、危険性を減少させる方法として、取調官だけを撮影する (detective-focus:DF)方式か取調官と被疑者の双方を撮影する方法 (両者フォーカス (equal-focus:EF)方式) が望ましいという実験結果を示したのである³⁰。

英国内務省・英国保健省『子どもの司法面接』(誠信書房、2007年)等参照。

²⁸ Lassiter, G.D., J.J. Ratcliff, L.J. Ware, and C.R. Irvin (2006) “Videotaped Confessions: Panacea or Pandora’s Box?” *Law & Policy*, Vol. 28, No. 2, p192

²⁹ 錯覚効果に関する初期の文献としては、Storms, Michael D. (1973) “Videotape and the Attribution Process: Reversing Actors’ and Observer’s Points of View,” *Journal of Personality and Social Psychology* 27: 165-75; Taylor, Sheely E., and Susan T. Fiske (1975) “Point of View and Perceptions of Causality,” *Journal of Personality and Social Psychology* 32: 439-45 など。

³⁰ ラッシャーらの研究につき邦文では、指宿信「取調べ録画制度における映像インパクトと手続き法的抑制策の検討」判例時報 1995 号 3 頁 (2008)、指宿信・黒沢香「取調べの可視化」法と心理 9 号 (2010) 82 頁、ダニエル・ラッシャー (大江洋平訳)「取調べの可視化における「映像のあり方」」日本弁護士連合会編集協力・指宿信編『取調べの可視化へ！』(日本評論社、2011) 214 頁等参照。

もちろん、日本ではアメリカで一般におこなわれているような単一カメラ映像ではなく、2台のカメラで撮影する2画面同時表示方式を採っているため、独自の検証が不可欠となる。若林らは、日本の警察検察で採用されている2画面同時表示方式と同じ映像を使った実験をおこないCPB効果を検討したところラッシャーらの指摘する任意性判断の差や有罪判断にカメラ・アングルの影響を確認できなかったものの、実験参加者の視線が画面上のどこに向けられていたかについて視線解析装置を使用し測定すると、参加者の視線が提示画面内の大きい画面に集中することを確認した。そこで若林らは、2画面での映像提示に当たっては被疑者中心の映像を大きい画面に提示しないことが望ましいと主張する³¹。

日本ではまだこうした問題を指摘する見解は強くないものの、ニュージーランドではラッシャーらの研究を受けてEF方式を採用しているし³²、日本弁護士連合会も「可視化」をおこなうに当たって撮影に当たってラッシャーらの知見を参照するよう勧告した³³。

4. おわりに

我が国でも被疑者の取調べは録音録画が当たり前の時代が到来した。いわば「ポスト可視化」時代の刑事司法の在り方を検討しなければならない。

これからは、心理学の取調べに対する貢献はこれまでの調書分析とは異なり、生の供述や会話の分析をおこなうことが求められるだろう。そして、録画された取調べの記録映像が、観る者にどのような影響を与えるかについて、一層研究が進められる必要もある。もしも影響が確認されたなら、それらを回避・減少させるための工夫の方法についても心理学に期待が寄せられるだろう。(了)

³¹ 若林宏輔・指宿信・小松加奈子・サトウタツヤ「録画された自白：日本独自の取調べ録画形式が裁判員の判断に与える影響」法と心理 12 号 (2012) 89 頁。

³² 指宿信「テレビ的パフォーマンスあるいは取調べの監視？ ニュージーランドにおける被疑者取調べ録画制度について」季刊刑事弁護 54 号 146 頁 (2008)。

³³ 日本弁護士連合会「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」2011年12月15日